

出産・子育て応援給付金のご案内

八雲町では、妊婦や子育て家庭が安心して過ごしていただくため、保健師等の面談による継続的な「相談支援」と、出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を併せて行う事業を実施します。

1. 事業内容

種別	対象者	支給額
出産応援給付金	妊婦	妊婦 1 人あたり 5 万円
子育て応援給付金	子どもの養育者	赤ちゃん 1 人あたり 5 万円

2. 事業の流れ

(1) 母子手帳交付時

アンケートを記入後、出産までの見通しを立てて、利用できる支援サービスについて紹介いたします。



出産応援給付金の申請書を配布またはお渡しします。ご記入後、返信用封筒にて、役場児童係まで返送してください。申請書を受理後、支給決定通知書が送付されます。



出産応援給付
現金 5 万円



(2) 妊娠 7 か月頃

妊娠 7 か月頃にアンケートを送付いたします。アンケート回答後、シルバープラザまで返信用封筒にて返送してください。不安や相談がある方には個別に対応いたします。



(3) 新生児訪問時

子育て支援サービスの紹介や育児の相談等を行います。また、簡単なアンケートの回答をお願いしています。



子育て応援給付金の申請書を配布またはお渡しします。ご記入後、返信用封筒にて役場児童係まで生後 4 か月頃までに返送してください。申請書を受理後、支給決定通知書が送付されます。



子育て応援給付金
現金 5 万円
(赤ちゃん 1 人あたり)



3. よくあるご質問

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 流産・死産となった場合、出産応援給付金の支給を受けることができますか。

A 妊娠届出後に流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の対象となります。

Q 住民票は八雲町にありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、八雲町・里帰り先の市町村のどちらに子育て応援給付金の申請を行えば良いのでしょうか。

A 住民票のある八雲町で申請を行ってください。

Q 双子を妊娠しましたが、出産応援給付金として10万円受け取ることができますか。

A 出産応援給付金については、妊婦を対象とした支給となるため、多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。出産後に支給する子育て応援ギフトについては、新生児1人あたり5万円を支給します。双胎児の場合は、子育て応援ギフトは10万円の支給となります。

Q 妊娠届を提出し八雲町で面談を受け、その後他の市町村へ転出しました。この場合、八雲町・転出先の市町村のどちらに出産応援給付金の申請を行えば良いのでしょうか。

A 面談実施後、出産応援給付金の支給前に転出した方については、八雲町・転出先のどちらに申請しても出産応援給付金を受け取ることができます。ただし、転出先市町村での支給を希望する場合は、転出先市町村で改めて面談を受けていただく必要があります。なお、八雲町・転出先市町村の両方から出産応援給付金を受け取ることはできませんので、申請の際にご注意ください。

Q 申請が遅れてしまい、申請期限を過ぎてしまった場合はどのようにしたら良いのでしょうか。

A 特別な事情により生後4か月頃までに支給申請を行うことができなかった場合は、「対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日まで」であれば申請が可能です。詳細につきましては、下記の問い合わせ先までご相談ください。

4. 参考

こども家庭庁：妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate>



問い合わせ先

○アンケート・面談について

保健福祉課 健康推進係 電話：0137-64-2111

住民サービス課 住民福祉係 電話：01398-2-3111

（熊石総合支所）

○給付金支給手続きについて

住民生活課 児童係 電話：0137-62-2112